

件名	障害者就業・生活支援センターについて
受付日	令和4年5月27日
ご意見・ご提案の概要	障害者就業・生活支援センターの法人指定について、委託金額と指定した理由をホームページで公開してほしい。
県の考え方	<p>障害者就業・生活支援センターは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、その指定を受けようとする法人からの申請を受けて、同法で定める基準に適合するものを県が指定しています。</p> <p>センターでは、障がい者の相談対応や職業準備訓練のあっせんなど、同法に定める業務等を行っておりますが、センターの指定を受けた法人に対して県から委託費を支出しているものには、障がい者雇用拡大支援事業、精神障がい者雇用促進事業、生活支援等事業などがあり、これらの金額は県ホームページにおいて、公開しています。</p>
担当課	商工労働部 労働雇用課